

特定建設作業の種類

騒音に係る

振動に係る

杭打機を使用する作業 (もんけんを除く)

アースオーガと併用する作業	法 騒1	法 振1
圧入式杭打機	法 騒1	-
その他 (パイプロハンマ、ディーゼルハンマ等)	法 騒1	法 振1

杭抜機を使用する作業

油圧式杭抜機	法 騒1	-
その他	法 騒1	法 振1

杭打杭抜機を使用する作業

圧入式杭打杭抜機	-	-
その他	法 騒1	法 振1

鉛打機を使用する作業

リペッティングハンマ	法 騒2	-
その他	-	-

削岩機を使用する作業 (1日における作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない)

ブレーカー(手持ち式)、チッパーも含む	法 騒3	-
ブレーカー(アイヨン等)	法 騒3	法 振4
その他 (レッグドリル、ストーパ、ドリフタ、オーガ等)	法 騒3	-

空気圧縮機を使用する作業 (電動機を除き、定格出力15kW以上、削岩機の動力として使用する作業を除く)

法 騒4

コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業

コンクリートプラント (混練容量0.45m ³ 以上、モルタル製造用コンクリートプラントを除く)	法 騒5	-
アスファルトプラント (混練重量200kg以上)	法 騒5	-

掘削機械を使用する作業 (低騒音型建設機械として環境大臣が指定するものを除く) ※注2

バックホウを使用する作業 (定格出力80kW以上)	法 騒6	-
トラクターショベルを使用する作業 (定格出力70kW以上)	法 騒7	-
ブルドーザーを使用する作業 (定格出力40kW以上)	法 騒8	-

鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業

- 法 振2

舗装版破碎機を使用する作業

- 法 振3

規制基準値 騒音／振動	85dB／75dB
規制対象地域	市内全域
作業時刻	午前7時～午後7時 (午前6時～午後10時) ※注1
1日における作業時間	1日10時間 (1日14時間) ※注1
同一場所における連続作業日数	連続6日
作業日	平日 (日曜その他休日以外)

※注1 法で規制される作業のうち2号区域で行う作業について、作業時刻は午前6時～午後10時、作業時間は1日14時間となっている

※注2 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーのうち、環境大臣が指定する低騒音型建設機械は、右記シールのとおり「97基準値の低騒音指定」を受けているもの

「建設省指定'89の低騒音型指定」については、上記の環境大臣指定を受けていない。

※ 表記のうち、法については騒音規制法と振動規制法の両方を、条例については和歌山県公害防止条例を指し示す。

